

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成28年法律第1号)の概要

- 人事院は平成27年8月6日、一般職の国家公務員の給与改定及びフレックスタイム制の拡充について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、給与関係閣僚会議等における検討の結果、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概要

1. 給与改定【平成27年4月から遡及適用】

①月例給

俸給表を1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)
(初任給については2,500円、若年層についても同程度の引上げ)
指定職職員(本省の部長、審議官級以上)については1,000円引上げ

②ボーナス

一般の職員 年間4.10月分 → 4.20月分(0.1月分引上げ)
指定職職員 年間3.10月分 → 3.15月分(0.05月分引上げ)

2. フレックスタイム制の拡充【平成28年4月1日から実施】

- 勤務時間の割振りの特例(「フレックスタイム制」)の対象を、原則として全ての職員に拡充。(注)現行では、研究職など一部の職員のみを対象としている。
- 希望する職員から申告があった場合、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、勤務時間を割り振ることができる。
(注)通常は1日7時間45分勤務)
 - ・割振り単位期間(※4週間。育児・介護職員については1~4週間)の中で、1週間当たりの勤務時間数が38時間45分となるように割り振る(4週間の場合155時間)
 - ・育児・介護職員については、日曜日及び土曜日に加え、週休日を設けることができる

3. 施行期日

公布の日(一部の規定は平成28年4月1日)